

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

○「住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック (☑) してください。

☐ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が扶養する者の数	令和5年度 住民税 課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少のあった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12	非課税相当収入限度額
						給与収入 【A】	事業収入または 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
2		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
3		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
4		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
5		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		

- (記入上の注意)
- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。（扶養控除等申告書で届け出ている人数）
- ② 「住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月から令和5年8月の間の任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月から令和5年8月の間の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入または 不動産収入	※事業収入または不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。
- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入 等の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1							
		円	円	円	円	円	円
2							
		円	円	円	円	円	円
3							
		円	円	円	円	円	円
4							
		円	円	円	円	円	円
5							
		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記して下さい。
- ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
- ①A×12の額（給与収入分）が162.5万円以下 → 55万円

②A×12の額（給与収入分）が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円

③A×12の額（給与収入分）が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円

④A×12の額（給与収入分）が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円
- ⑨「事業収入等の経費」
- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください

②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。
- ⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額

: 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額

: 60万円超130万円未満 → 60万円

: 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円

: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

(65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額

: 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額

: 110万円超330万円未満 → 110万円

: 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円

: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- ⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。
- ⑪年間所得見込額 ＝ ⑥年間収入見込額 － (⑧給与所得控除額 ＋ ⑨事業収入等の経費 ＋ ⑩公的年金等控除)
- ⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。
- ※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
- ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉	
扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用